

平成26年度 第3回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成27年2月5日（木）

午前10時30分～午前11時43分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

議 題

【審議案件】

議第389号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第390号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第391号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

【報告案件】

大阪府における都市計画のあり方について（中間報告）

平成26年度 第3回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学教授	出	会長
2		矢守 克 也	京都大学教授	出	会長代理
3		児島 亜 紀子	大阪府立大学教授	出	
4		近 藤 明	大阪大学教授	出	
5		嘉名 光 市	大阪府立大学准教授	出	
6		乾 惠 美子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
7		滋野 由 紀子	大阪市立大学教授	出	
8		赤津 加 奈美	弁護士	出	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	出	
10		加我 宏 之	大阪府立大学准教授	欠	
11		塚口 博 司	立命館大学教授	出	
12	関係行政機関 の 職 員	曾根 則 人	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 林 康夫
13		関 総 一 郎	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 須山 季子
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出	代理:企画部事業調整官 橋本 豊治
15		土屋 知 省	近畿運輸局長	出	代理:企画観光部次長 岩本 修
16		樋口 真 人	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	永藤 英 機	府議会議員(維新)	出	
18		伏見 隆	府議会議員(維新)	出	
19		松本 利 明	府議会議員(維新)	出	
20		やまのは 創	府議会議員(維新)	出	
21		藤村 昌 隆	府議会議員(公明)	出	
22		内海 久 子	府議会議員(公明)	出	
23		杉本 太 平	府議会議員(自民)	出	
24		半田 實	府議会議員(民主)	出	
25	市町村の長を 代表する者	森山 一 正	大阪府市長会会長	出	
26		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	牧野 芳 治	大阪府市議会議長会会長	欠	
28		藤田 茂	大阪府町村議会議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市の議長	橋下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
30		床田 正 勝	大阪市の議長	出	代理:市会経済委員会委員長 岡崎 大

※ 委員30名中27名出席

平成26年度 第3回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	竹内 廣行	出	
2	都市整備部技監	吉村 庄平	欠	
3	都市整備部次長	神谷 雅之	欠	
4	都市整備総務課長	石田 幸祐	欠	
5	事業管理室長	芝池 利尚	出	
6	総合計画課長	友田 研也	出	臨時幹事:総合計画課参事 高階 宏 臨時幹事:総合計画課参事 橋田 雅弘
7	市街地整備課長	池田 一郎	※	臨時幹事:市街地整備課参事 佐藤 広章
8	交通道路室長	浦田 隆司	※	臨時幹事:道路整備課参事 松江 琢也
9	河川室長	山田 順一	※	臨時幹事:河川整備課主査 久保田 篤
10	下水道室長	中須賀 剛三郎	出	
11	公園課長	増山 和弘	※	臨時幹事:公園課課長補佐 吉田 宏司
12	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 戸田 雅文
13	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
14	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
15	住宅まちづくり部理事	井出 仁雄	出	
16	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
17	居住企画課長	三崎 信頭	欠	
18	建築指導室長	澤田 範夫	出	
19	住宅経営室長	前田 栄治	欠	
20	危機管理室長	福井 淳太	欠	
21	企画室長	榮野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課副主査 角田 拓野
23	福祉総務課長	飯田 哲司	欠	
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	露口 正夫	※	臨時幹事:商工労働総務課主査 鈴木 知津
27	みどり・都市環境室長	勝又 章	※	臨時幹事:みどり推進課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	礪田 浩	出	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:農政室整備課主査 片岡 一浩
31	教育総務企画課長	見浪 陽一	※	臨時幹事:教育総務企画課副主査 岩倉 涼子
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課総括主査 岡本 敏行
34	府警本部交通規制課長	小坂 義之	※	臨時幹事:交通規制課規制第三担当課長補佐 種子 知幸

平成26年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	八尾市建設都市部長	松本 吉朗	議第389号	出
2	八尾市都市政策課長	堀 俊二		出
3	松原市都市整備部長	岩元 秀樹	議第390号	欠
4	松原市都市整備部副理事兼 まちづくり推進課長	西田 均		出
5	泉大津市都市整備部次長	谷 誠次	議第391号	出

目 次

1 開会.....	1
2 議第389号 「東部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	2
3 議第390号 「南部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	4
4 議第391号 「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について.....	6
5 「大阪府における都市計画のあり方」について(中間報告).....	8

1 開会

午前10時30分開会

【司会】 皆様、おはようございます。審議会の開催にあたりまして、事務局からご協力をお願いしたいことがございます。

まず、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、この会場は禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮願います。また、会議を傍聴される皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中はご静粛にさせていただきますようお願いいたします。それでは、開会までしばらくお待ちください。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、平成26年度第3回大阪府都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます森元と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は7点ございます。

- ① 「配布資料一覧」及び「委員配席表」〔両面刷り〕
- ② 大阪府都市計画審議会条例及び規則〔両面刷り〕
- ③ 「議題」及び「付議案件一覧」並びに「委員・幹事名簿」〔両面刷り〕
- ④ 資料1 議案書
- ⑤ 資料2 審議会資料
- ⑥ 参考資料1 「大阪府における都市計画のあり方について」
- ⑦ 参考資料2 「大阪府における都市計画のあり方」資料集～大阪府の現状と課題～

以上でございます。なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を補助資料としてお手元に配布させていただいております。漏れている資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日は、現委員数30名の方々のうち、27名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は、公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会委員にご就任されました方がおられますので、本日、ご本人にご出席いただいております新委員をご紹介します。学識経験者として、就任されました大阪府農業会議会長の中谷委員でございます。

【中谷委員】 中谷でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 ご紹介は以上でございます。それでは、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。小林会長よろしくお願いいたします。

【会長】（小林潔司君） おはようございます。本審議会の会長を務めております小林でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日お忙しいところ出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただ今から、平成26年度第3回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回ご審議いただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「東部大阪都市計画区域区分の変更」を含みます3議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第389号です。その内容について幹事に説明させます。

2 議第389号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事】（友田研也君） 総合計画課長の友田でございます。議案について説明させていただきます。

議題389号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について、ご説明いたします。議案書1ページから3ページ、資料1ページから3ページでございます。

今回、区域区分を変更しようとする「曙川南地区」は、八尾市東南部に位置します。

本地区は、東部大阪都市計画区域マスタープランにおいて、「主要な幹線道路沿道で計画的にまちづくりを進める必要がある区域」とし、計画的な市街地の実施が確実となった段階で市街化区域への編入が可能となる「保留フレーム」として設定した地区でございます。

八尾市の都市計画マスタープランでは、「近鉄恩智駅やJR志紀駅周辺で、大阪外環状線沿道に位置する地区は、住宅需要に対応した住宅形成に努め、沿道型産業系施設等の立地を誘導する。」とし、「土地所有者等の意向を踏まえつつ、良好な市街地の形成を図る。」としております。

今回保留解除する区域は、地元において協議・検討が重ねられ、このたび、土地区画整理事業と地区計画による計画的な市街地整備の実施について合意形成が図られ、また、関係機関との協議が整ったことから、約26ヘクタールの区域を市街化区域に編入するものでございます。

本地区では、土地区画整理事業により、区画道路や公園・緑地、下水道など都市基盤施設を整備します。併せて、地区計画を定めることにより緑化率20パーセント以上を確保するとともに、壁面の位置の制限をするなど、環境、景観に配慮した土地利用を図ることにより、良好な市街地の形成が確実な区域となるため、市街化区域へ編入するものでございます。

本地区は、駅周辺、幹線道路沿道の立地を活かし、商業業務地区は、敷地の共同利用による大街区化により、商業業務、サービス施設を備えた複合施設等を立地します。用途地域については、近隣商業地域とし、地区計画において、商業業務施設などの用途に誘導するとともに、敷地面積の最低限度等を定めま

す。

幹線道路沿道地区は、業務施設や沿道サービス等を立地します。用途地域については、準住居地域及び第1種住居地域とし、地区計画において業務・店舗系などの用途に誘導するとともに、敷地面積の最低限度等を定めま

す。

住環境保全地区は、住宅を中心とする土地利用を図ります。用途地域については、周辺の用途地域にも配慮して、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域とし、地区計画において、低層住宅等を主体とした用途に誘導するとともに、敷地面積の最低限度を定めま

す。

市街化区域編入に関連する都市計画について、八尾市において土地区画整理事業の決定、用途地域、高度地区、防火・準防火地域の変更、地区計画の決定を行うこととしており、2月2日に開催されました八尾市都市計画審議会において承認されております。

都市計画の案の作成にあたり、平成26年8月4日から2週間、公述人の募

集をいたしました。公述の申出はございませんでした。また、本年1月5日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【会長】(小林潔司君) 　　ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ございませんか。ご意見、ご質問がないようですので、表決に入りたいと思っておりますがよろしゅうございますか。議第389号を原案とお認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(小林潔司君) 　　はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。次にご審議いただきますのは、議第390号です。その内容について幹事に説明させます。

3 議第390号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事】(友田研也君) 　　議第390号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、ご説明いたします。議案書の5ページから7ページ、資料の5ページから7ページでございます。今回、区域区分を変更しようとする「天美地区」は、松原市北西部に位置します。

本地区は、南部大阪都市計画区域マスタープランにおいて、「主要な幹線道路沿道で計画的にまちづくりを進める必要がある区域」とし、計画的な市街地の整備が実施され、確実となった段階で、市街化区域への編入が可能となる「保留フレーム」として設定した地区でございます。

天美地区は、河内天美駅から徒歩圏であり、松原市の都市計画マスタープランでは、地下部分に阪神高速大和川線が建設中である堺松原線と大阪河内長野線の結節点は複合拠点地区、その周辺は文教地区または住工共生地区の形成を誘導するとし、地区計画等を活用し市街化区域への編入を促進するとしております。

今回、保留解除する区域は、地元において協議・検討が重ねられ、このたび、

都市区画整理事業と地区計画による計画的な市街地整備の実施について合意形成が図られ、また、関係機関との協議が整ったことから、約31ヘクタールの区域を市街化区域に編入するものでございます。

本地区では、土地区画整理事業により、区画道路や公園・緑地、下水道など都市基盤整備をするとともに、地区計画により地区施設を位置付けます。併せて、地区計画により、緑化率の最低限度を定めることにより緑化率20パーセント以上を確保するとともに、壁面の位置の制限を定めるなど、環境、景観に配慮した土地利用を図ることにより、良好な市街地の形成が確実な区域となるため、市街化区域へ編入するものでございます。

本地区は、堺松原線及び大阪河内長野線沿道の立地を活かし、商業業務地区は、主に敷地の共同利用による大街区の商業施設を立地します。用途地域は近隣商業地域とし、地区計画において、商業施設等の用途に誘導するとともに、敷地面積の最低限度等を定めます。

文教地区は宗教施設を立地します。用途地域は第1種住居地域とし、堺松原線沿道は第2種住居地域とします。地区計画において、文教施設等に誘導するとともに、敷地面積の最低限度等を定めます。

商業業務住宅地区は、幹線道路沿道の立地を活かし商業施設などを立地するとともに、後背地は住宅などを立地します。用途地域は、既存建築物の用途や周辺の用途地域に配慮し、①地区は準工業地域とし、②地区は第1種中高層住居専用地域、③地区は第1種住居地域とし、堺松原線及び大阪河内長野線沿道は第2種住居地域とします。

地区計画により、①地区は飲食店などの沿道サービス施設等に誘導するとともに、既存の工場以外の工業用途に制限をかけます。②地区は住宅等を、③地区は既存住宅や沿道サービス施設等を誘導します。

また、いずれの地区においても敷地面積の最低限度等を定めます。

複合住宅地区は、住宅と業務施設を立地します。用途地域は準工業地域とし、地区計画により、住宅や業務施設等に誘導し、既存の工場以外の工場用途に制限をかけるとともに、敷地面積の最低限度等を定めます。市街化区域編入に関連する都市計画について松原市において、土地区画整理事業の決定、用途地域、高度地区、防火・準防火地域の変更、地区計画の決定を行うこととしており、

本年、1月26日に開催されました松原市都市計画審議会において、承認されております。

都市計画の案の作成にあたり、平成26年8月4日から2週間、公述人の募集をいたしました但公述の申出はございませんでした。また、平成26年12月12日から2週間、案の縦覧を行いました但意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【会長】(小林潔司君) はい。ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ご意見、ご質問がございませんようですので、表決に入りたいと思います。議第390号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(小林潔司君) ありがとうございます。ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。次にご審議いただきますのは、議第391号です。その内容について幹事に説明させます。

4 議第391号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

【幹事】(友田研也君) 議第391号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」についてご説明いたします。議案書の9ページから11ページ、資料の9ページから11ページでございます。

臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区と定義されており、分区が定められた場合には、用途地域等による用途規制は適用除外となり、分区による規制が行われます。

今回、臨港地区を変更する箇所は、堺泉北港の南端、泉大津市の夕風町地区でございます。

夕風町地区は、いわゆる大阪湾フェニックス計画に基づく、泉大津沖埋立処分場として、平成元年度より事業が開始されました。夕風町地区は、埋立が完了していない地区も含め、すべて市街化区域に編入されており、用途地域は、準工業地域に指定されております。既に臨港地区に指定されている区域が緑色

の区域で、今回、臨港地区に編入するのは赤色の区域でございます。

夕風町地区は、港湾計画において、大阪湾における特定貨物の拠点づくり、先端技術産業・環境系産業等の新しい産業誘致に向けた港湾空間の活用、大規模な交流空間の創出を基本方針とし、今回の変更区域を含む港湾関連用地、交流厚生用地、緑地、工業用地、埠頭用地の土地利用計画となっております。

現在の土地利用の状況は、埋立が竣工していない地区を除き、荷捌き地、中古車オークション会場、中古車保管ヤード、公募予定の工業用地となっております南側は、廃棄物最終処分場を廃止するまでの維持管理が必要な管理型区画であるため、暫定的な土地利用である多目的緑地、メガソーラーが設置されており、恒常的な土地利用が定まっている部分のみ、臨港地区に指定しております。

今回、臨港地区に指定する区域は、平成26年3月に埋立竣工した約5.6ヘクタールの区域で、中古自動車の輸出拠点の機能強化を図るため、中古車保管ヤードとして利用していきます。

今回の臨港地区の変更の流れとしましては、港湾管理者が地方港湾審議会により港湾案の承認を得たのちに、臨港地区変更の都市計画案の申し出を行い、本日、都市計画決定権者としての大阪府が都市計画審議会に付議し、承認された場合は、都市計画の変更を行うこととなります。なお、都市計画の決定事項ではございませんが、港湾管理者は臨港地区内に分区を指定することができ、条例により指定された分区の目的を著しく阻害する構造物の建設等を制限できます。

なお、大阪府の分区条例では、商港区、特殊物資港区、工業港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区の6種類の分区があり、今回、変更する区域については、旅客又は一般の貨物を取り扱うことを目的とする「商港区」が、臨港地区の変更以降に指定される予定でございます。

なお、臨港地区の変更については、平成26年7月1日に開催されました。「大阪府地方港湾審議会」に諮問し、承認されております。その後、港湾管理者から、都市計画の案の申し出を受け、平成26年8月4日から2週間、公述人の募集をいたしましたが、公述の申出はございませんでした。また、平成26年10月3日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございま

せんでした。説明は以上でございます。

【会長】（小林潔司君） はい。ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ご意見、ご質問がございませんようですので、表決に入ります。議第391号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。ご異議がないようですので、原案どおり可決します。以上で本日の審議は終了いたしました。本日ご審議いただきました議案については、直ちに事務局に必要な手続きを進めさせます。

次に、第1回の審議会で、知事から諮問のありました「大阪府における都市計画のあり方」についてご報告いたします。

第1回の審議会では、当審議会に常務委員会を設置することにつきまして、ご了承いただきました。また、委員の選任につきましては、会長である私にご一任いただきましたので、各委員をご紹介します。

まず、本審議会の会長である私が、当委員会の委員長を兼ねております。

次に、矢守委員、嘉名委員、あと、本日、欠席されていますが、加我委員を含めた4名が委員会のメンバーであります。

第1回の審議会以降、計3回にわたり、常務委員会を開催して議論を重ねてまいりました。これまでの委員会での検討内容について、事務局から報告させます。

5 「大阪府における都市計画のあり方」について(中間報告)

【幹事】（高階宏君） 総合計画課参事の高階でございます。よろしくお願ひします。「大阪府の都市計画のあり方」について、常務委員会での検討経過について、ご報告させていただきます。

参考資料1と参考資料2でございます。本件は、昨年8月1日に開催されま

した第1回大阪府都市計画審議会において、「大阪府における都市計画のあり方はいかにあるべきか」を諮問させていただきました。

諮問の趣旨について、改めてご説明いたします。人口減少・超高齢者社会の進展、国際的な都市間競争の激化、家族形態の多様化、ライフスタイルの変化、市町村への権限移譲など、社会情勢が大きく変化しており、都市政策のあり方を今一度見直すべき時期に来ております。

また、国際競争に打ち勝つ強い大阪の創造と安全・安心に生き生きと暮らせる大阪の実現とあわせて、都市の防災性の向上、都市魅力の創造、循環型都市構造の構築等の課題に取り組む必要があります。

また、既存ストックを効果的に活用した都市の再構築や広域インフラの整備とあわせた計画的な土地利用の誘導等を、民間の資金やノウハウを取り入れて進めるため、都市づくりに関わる多様な主体の参画を基本とした都市マネジメントの仕組みを整えていくことが求められております。

そこで、これらの社会情勢の変化や課題を踏まえ、大阪府における都市計画のあり方はいかにあるべきか、諮問したものでございます。これまで、計3回の常務委員会を開催させていただき、第1回では、「大阪府の現状と課題」及び常務委員会における「主な論点と検討の方向性」について、第2回では、「都市づくりの基本目標」と「都市づくりの方向性」について、第3回では、「大阪の都市構造」と「都市計画のあり方」について、それぞれご議論いただきました。

これまでの検討内容について、大阪府の現状と課題を踏まえ都市づくりの基本的な考え方、都市づくりの基本目標、都市づくりの方向性として整理しております。

大阪府の現状と課題では、考慮すべき社会変化等として、諮問趣旨であげたもののほか、リニアや新名神等の新たな広域インフラの整備、産業構造の変化、気候変動や災害リスクなどを踏まえ、都市政策を進める必要があります。

次に、大阪の強みと弱みですが、大阪の強みあるいは長所として、関空や阪神港等の世界標準のインフラ、関西全体で先進国1国に匹敵する人口・GDP、健康・医療研究機関や高い技術を持つものづくり企業の集積などを上げております。また、弱みあるいは短所として、海外とのアクセス性の悪さ、東京への企業流出や工場の周辺部等への分散、都心のみどり不足などを上げております。

次に、大阪の都市構造上の特徴ですが、都心から概ね30キロメートル圏で、北摂・金剛生駒・和泉葛城の山系に到達し、その中で自然豊かな淀川・大和川が流れています。また、府域のほぼ全域が都市計画区域であり、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区であり、都心から概ね40キロメートル圏というコンパクトなエリアに人口が集中しています。また、都心部から放射状に延びる鉄道や広域幹線道路が整備され、市街地が行政界を超えて広く連担し、多様な都市機能を享受できる都市圏を形成しています。

これらの現状と課題を踏まえ、常務委員会においてご議論いただいた内容をご報告させていただきます。

はじめに、配慮すべき視点として「大阪のような都心から郊外まで連続して市街地が広がっている都市像については、方向性が示されておらず、成熟型都市への移行が早い大阪から、考え方を打ち出すことが重要」、「多様な主体、人が参画して集まって活動できる場を創出していくことは、非常に大事な視点」、「市町村の都市計画に関する取り組みの差が顕著になっており、広域的な視点から、市町村の都市計画を調整していくことが重要」といったご意見がございました。

次に、「大阪の都市構造について大阪大都市圏の一面と自立型都市圏の一面とがあり、各圏域が重なりあい、相互依存できるのが大阪の特徴」、「大阪は利用者が必要に応じて都市機能を選択できるという、より豊かな都市像のあり方を考えることができる」、「周辺山系や淀川、大和川により、他府県とつながっており、自然を取り入れた構造から大阪都市圏という形は見えてくる」、「一定のエリアに施設が集積した都市核を形成するのではなく、都市機能をネットワークしていくことで、高度な機能を広域に提供できる」といったご意見がございました。

都市づくりの目標や方向性については、「各地域が多様な魅力や資源を持っているから、多様な選択ができ、それが全体の魅力になる」、「先進的な医療施設や町工場の先端技術など、大阪固有のものをプロモートする都市づくりをしていくべき」、「健康・医療・福祉・文化・教育・商業等は、駅前整備の話だけでなく都市全体で暮らしをサポートする基盤としての都市づくりが重要」といったご意見がございました。

都市マネジメントについては、「空き地、空き家など、空くという状態を、どのように管理し、都市マネジメントするのかというノウハウがない」、「エリアマネジメントなど、法定都市計画だけでは対応できない課題もどんどん取り入れていくことが重要」、「重層的な都市構造の考え方を、具体的な都市計画等のルールに落とし込んだ時に、どうなっていくのかを考えていく必要がある」といったご意見がございました。

以上のようなご議論を踏まえ、都市づくりの基本的な考え方として、国際競争に打ち勝つ強い大阪を形成するためには、広域的な都市圏を想定して、より質の高い都市づくりを進める必要があります。多様な都市機能が鉄道や幹線道路等でネットワークされ、都市として成熟しつつある大阪では、駅などの拠点を中心とした圏域に都市機能を集積させる都市づくりから、生活者の多様なニーズに応じた都市機能やアクセス性の向上により、都市全体の魅力を高める都市づくりに転換する必要があります。

そのため、民間の取り組みを活かしながら、大阪都市圏の都市構造、高次都市機能ネットワーク型の都市構造、広域生活圏の都市構造の三層の都市構造を意識したネットワーク性の高い都市づくりを進めます。また、都市施設や市街地の整備にとどまらず、人が活動する場としての都市空間の創出や管理運営等について、多様な主体と連携して取り組む都市マネジメントを進めていきます。

三層の都市構造について、大阪都市圏の都市構造は、大阪都心を中心とし、鉄道や広域幹線道路により、府県を超えてネットワークされた広域の都市構造としており、ここでは、大阪都市圏の成長を支える空港・港湾やターミナル駅、基幹的な災害医療センター等の広域の都市機能や国家戦略特区等の成長戦略や防災・観光の府県間連携等の施策を考えます。

続いて、高次都市機能ネットワーク型都市構造は、大阪都心や地域特性を活かした高次な都市機能に、公共交通により、概ね1時間でアクセスできる都市構造としており、ここでは、特定機能病院や博物館等の大規模な文化施設などの高次な都市機能を享受でき、多様で豊かな、より質の高い都市生活を実現するため、ネットワーク性の高い都市づくりを進めます。

三層目として、広域生活圏の都市構造は、商業・医療・福祉・文化・教育等の中核市レベルの都市機能に、公共交通により概ね30分でアクセスできる都

市構造としており、ここでは、総合病院や中央図書館等の都市機能を確保するとともに、バス等の公共交通の充実等により、生活に身近なところで一定の都市機能を享受しながら、より安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。

次に、都市づくりの基本目標では国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成として、国際的なビジネス環境を備えた都市の形成と国内外の人を呼び込む都市魅力の創造、安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現として、産業・暮らしを支える都市環境の整備と安全・安心を確保する都市づくりの推進を、地域資源を活かした魅力と風格のある大阪の創造として、既成市街地の再生と活性化と都市魅力を高める質の高い都市づくりの推進をそれぞれ掲げております。

都市づくりの方向性では、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化として3層の都市構造を意識して、大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化、立地特性、土地利用状況を踏まえた都市づくり、都市活動を支える安全・安心な都市の構築、魅力と風格のある都市空間の創造を示しています。

具体的には、大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化として、関空・阪神港の機能強化やリニア・北陸新幹線の早期実現、環状道路、府県間道路の整備促進など。

立地特性、土地利用状況を踏まえた都市づくりとして、都心、都心周辺、郊外住宅地等の立地特性を踏まえた土地利用誘導、民間開発とあわせた都市機能の充実と公共交通ネットワークの強化、幹線道路沿道における産業立地の誘導などを示しております。

また、都市活動を支える安全・安心な都市の構築として、近隣府県との連携による受援・救援を支える広域緊急交通路等の整備促進、減災の考え方に基づく、総合的な自然災害対策の推進、地域コミュニティー機能の向上、BCPの策定等の事前復興対策の推進など。

魅力と風格のある都市空間の創造として、大阪都市圏内の観光資源と連携した都市づくりの推進、水・みどり等を活かした豊かな空間の創出、豊富な歴史的・文化的資源や自然を活かした都市づくりなどを示しております。

さらに、都市マネジメントの推進では、大阪都市圏を見据えた都市づくりの推進として、防災・観光等における近隣府県との連携・強化や府県を結ぶ広域ネットワーク形成の体制強化など。

広域調整・市町村支援の強化として、複数市町村に跨る課題の調整・連携の推進や市町村支援の強化・体制づくりなど。

エリアマネジメントの推進として、様々な施策と連携し、多様な主体が参画するための仕組みづくりやストックの活用・組換えなどを示しております。

今後の予定でございますが、常務委員会での検討を進め、答申に向けた取りまとめを行い、答申案が整った段階で、平成27年度の都市計画審議会にお諮りしたいと考えております。説明は以上でございます。

【会長】（小林潔司君） はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から検討経過の概要を報告していただきましたが、この常務委員会では4名の委員でこれまで、ただ今報告のありましたように、検討を重ねてまいりました。委員の専門は、インフラ・経済・防災・安全・都市計画マネジメント並びに環境・生態。それぞれの分野での専門性のある委員の方々に参加をしていただきまして、多角的に検討をしてまいったところでございます。

先程、事務局から説明していただきましたけれども、ちょっとお時間をいただきまして、常務委員会の委員の皆様からもこの場をお借りして、補足説明をお願いしたいと思っております。矢守先生、嘉名先生、逐次この順番で、補足説明をお願いできますか。まず、矢守先生からお願いします。

【矢守委員】 常務委員の一人を勤めさせていただきました、京大防災研の矢守と申します。主に、防災・減災あるいは安全・安心に関する観点からこの計画案・中間報告に関わりを持ちました。

委員長からお言葉がありましたので、少しだけ補足をさせていただきます。今の事務局からの説明の中に、今回の計画のあり方について集中あるいはひとところに集積させるという考え方から、ネットワークという言葉をお使いになられて、どちらかというと、分散・分業、そういうタイプの都市づくりを志向するのだ、という旨のプレゼンテーションがあったかと思えます。この点は、私の専門の防災・減災あるいは安全・安心の分野についても該当する方式だと思っております。例えば、広域的なインフラ整備のお話がありましたが、現在、非常に懸念されております、南海トラフの巨大地震・津波等が起こった場合、起こり方のシナリオによって、大阪府は、例えば東京等から大幅に支援を受ける立場になるかも知れないし、逆に周辺県との共同の上で、例えば、四国など

に、救援に向かうための拠点として機能するかも知れない、と。そういった時に、こういった広域のインフラをどのように整備していくか、ということが非常に重要な問題になってまいります。つまり、大阪府と周辺地域とのネットワーク化ないし、分業化という観点です。

もう一つは、大阪府内に目を向けた場合の話です。ある程度の都市機能が充実してきた段階で、どのように次に進むのかというお話がベースにあったと思います。安全・安心、防災・減災という観点からみますと、現在、ある程度、例えば医療機関であるとか、避難場所であるとか、それらを結ぶインフラ・道路等が整備をされてきていますが、そういったものにダメージが来てしまうのが災害です。よって、さらにネットワークをどのように冗長化させるか、カタカナ言葉ではリダンダンシーと呼ぶことが多いと思いますが、二重化、三重化して余裕を作るという観点でのネットワークの整備が、今後、ますます求められていくと考えられます。私は主にそういった観点から、今の中間報告のとりまとめに関わらせていただきました。以上です。

【会長】（小林潔司君） では、引き続きまして。

【嘉名委員】 大阪市立大学の嘉名でございます。私の専門は、都市計画、主に土地利用とか、あるいは景観とか、そのあたりを中心に研究をしています。

今回、常務委員会で議論をさせていただいたときに、背景としてと言いますか、今回の資料になかった話までお話しすると、例えば、これは事務局にかなり無理をお願いして、府下の市町村で例えば、市町村ごとにどのぐらいの都市計画の職員がいらっしゃるのかとか、どういった都市計画の運用をされているのかとか、そういうことも少し調べていただいたりもしました。

つまり、今、市町村にどんどん都市計画の権限が移ってきているという状況の中で、実際に市町村で都市計画をきっちり運用ができているのか、とか。もちろんできていないところはないわけですけど、かなり地域差であるとか、技術的な差というものが、市町村の中にもあるのではないかと。この辺りが、大きな課題だろうということも議論させていただいております。

都市計画法自体が1919年にできて、おおよそ百年が経とうとしています。大改正が1968年、これもほぼ半世紀前にできていて、「そろそろ都市計画自体を抜本的に見直すべきだ」という議論がかねてから、国でもあるわけですね

れども、やはり大阪のような大都市圏の都市計画のあり方というのは、今、国の中でもなかなかそこまで議論が及んでいないというか、どちらかというところ、地方都市の再生というような議論が多いと思うのですね。

そこで大都市圏の再生については、大阪から発信していくということが大事だろう、と議論の中心にはなりました。それから今回の中間報告では、都市計画の今までの考え方を改めてみようという様なことが少しあります。

何が言いたいかというところ、例えば今までであれば、近隣住区論とか、そういうものに該当されるような都市における機能とか、施設というようなものを、どういうパッケージにして暮らしやすい都市空間を作っていくのか、というような、そういうパッケージ論というのでしょうか、そういうものが、結構、計画論的に一般的だったのですけれども、大阪の都市を都市圏としてみたときに、なかなかその都市のパッケージみたいなものが、「不足しているから足します」ということだけでは、なかなか論点として成立しないだろう、と。

もちろんそういう部分は、側面としてなくなるというわけではないのですが、それだけで、大阪が強みのある都市圏を形成していけるかというところ、そうでもなかろう、と。

今回の議論では、都市機能の選択制とか、ネットワークというのが非常に強く打ち出されているわけですが、たくさんの機能をそれぞれ住んでおられる方々が選べるというような多様性を作ることで、全体として都市の魅力というところ、能力というところ、パフォーマンスを上げていくということが、これは新しい都市圏の再生の方向ではないかということで、このあたりが新しい提言・中間報告の提案の新しさの部分かな、と考えています。

エリアマネジメントとか、府と市町村との関係で垂直補完的な役割分担とか、いろいろな側面でご提案をさせていただいておりますが、大きくはそのあたりかなと思っております。以上です。

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。本日の審議会は欠席されておられますけれども、加我委員には主としてみどりとか、環境・景観、そういう立場から専門的なご意見をいろいろいただいたことを補足しておきます。

先程、事務局の方からも、考慮すべき社会変化について、冒頭で説明がありましたけれども、やはり大きな課題といたしまして、グローバル化にどう対応

していけば良いのか、それからいろいろな意味での家族の形態・ライフスタイルは多様化してきている、と。

もう1つ、その背後には日本全体としての人口減少、それに高齢化の進展ですね。こういう問題にどう対処をして行くのか。あるいは気候変動とか、災害リスク。これが、この問題に対してどう配慮していけばいいのか。産業構造の変化、それから市町村への権限委譲、こういう問題を総合的に考えて行く必要があるのですが、とりわけ、この人口減少というのは、この国が今まで経験してこなかった、大都市圏が経験してこなかった大きな課題だと思います。

大阪の都市圏には、非常に大きな集積というものがあります。この中で人口が減少してきている、その問題に対してどう対処をするのか、その一方でグローバル化に対しても、きちっと対応をしてゆく。そういうところに、先程嘉名委員からも説明がありましたように、新しい都市計画の考え方を盛り込んでいく必要があるのではないか、ということ。

その一方で、従来からの都市計画の継承、これも配慮しながら、新しい都市計画のあり方についていろいろ検討させていただいた。その1つの成果が、3層のネットワークです。それも事務局から説明がありましたが、こういう3層構造で、グローバル化、人口減少、そういう問題に対処していけるのではないかと、本日の中間報告ということにさせていただいたところでございます。それでは常務委員会の検討内容の報告について、ご質問・ご意見を幅広くいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがですか。

【川田委員】 大阪市です。一点質問と一点お願いしたいのですけれども、非常に面白い観点でいろいろ議論をされていて、先程の議案で八尾市と松原市でしたか、保留フレームを解除するといった、現状で言うとなんかということかなと思って、承認させていただいております。

分かりやすいので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、私自身が若干感じたのは、幹線道路が整備されて、駅から遠いけれども幹線道路沿道については、商業施設を立地させて、人口・住居地域も配置させる、と。いわゆる良いか悪いか、旧来型の道路ができてそこにいろいろ貼り付けて、人口も増やしていく、と。そういう旧来型の都市計画かな、というのでこれを現状としたらそれで良いかなと思うのですけれども、それを前提に置いた時に、今日のご呈示

あった、将来の都市計画のあり方に照らした時に、今回やったような都市計画というのは、本当にこれから望む方向なのかどうなのか、をちょっとお聞きしたいというのが一点。

もう一つが19ページのパワーポイントのところで、広域生活圏の都市構造で駅に集約、集約型都市構造とコンパクトシティと言われるところよりも少しネットワークで考えてみましょう、という話になっていると思いますが、そういう時にこのネットワーク型の都市構造を本当に志向していくのであれば、大阪府さんとして少し覚悟がいるところが、公共交通・バスネットワークをきちっと維持しないと、これはなかなか成り立ちにくいのかな、というのを非常に懸念していて、コンパクトシティの議論が出てきているのは、人口が分散化されて、そこに高齢化があって、公共サービスの維持がなかなかできない、と。そういう人たちをできるだけ集約していこう、ということ。この概念は、若干違うのかな、と思っていますので、これを成り立たせようとする、地域交通・バスネットと、非常に簡単に書いてあるんですけども、施策を必死に考えないといけないのかな、というのがお話を聞いていて感じたところなので、その辺の議論をしていただいて、大阪府さんとしての実効性のある施策を平行して考えていっていただきたいなと思っています。

【会長】（小林潔司君） はい。

【幹事】（友田研也君） どうもありがとうございます。今回、議案提案をさせていただきました2点ですが、それについては幹線道路沿道のまちづくり、そういったものを進めていきましょう、というのをマスタープランで位置付けています。その幹線道路沿道ですが、基本的には産業立地を沿道で行っていきましょうという形で、住宅系については、鉄道駅から500メートル圏とか、近い徒歩圏とか、そういったところに限定をした考え方になってございます。今回の場合、どちらも鉄道駅からの徒歩圏になっているという形で、住宅系は入れておりますが、今いろいろと考えております第二京阪道路沿道であったり、外環状線沿道、そういったものについて駅勢圏から遠いところは、基本的には産業立地、そういったことを誘導するという考えに基づいて進めていて、次の考え方としても、例えば、郊外住宅のところについて、やはり雇用を増やしていかなければならないというときには、駅の周りにそういった産業系を持って

くるのはなかなか難しいでしょうから、そういった幹線道路、既に出来あがった道路を活用するという視点から幹線道路沿道への産業誘致、そういったものを進めていくのも一つかな、ということで議論はさせていただいてございます。

もう一点、ネットワークの件でございます。これにつきましても、今回、都市機能を誘致し、そしてそこをネットワークで繋いでいきたいと思いますという考え方でございますが、ネットワークを公共だけで作るというのはかなり難しいと思っております。ですから、大規模商業施設とか、そういったものが来た時に、セットでネットワークを民間とタイアップしながら、どのように作っていくかというのを、民間開発とともに考えて行くという思想を入れていくべきかな、と思っております。そういったことも実施できるような形で、もう少し議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】（小林潔司君）　　ちょっと私の方からも、若干補足をさせていただきたいと思うのですが、今大阪市さんのおっしゃられたこと、これは常務委員会で我々が非常に問題意識として強く持っているところとかなり重複していると思います。

先程、私が申しましたように、やはりこれまでの伝統的な都市計画の継承ということ尊重しながらも、やはり新しい流れというか、社会的な変化に対応して行くようなそういう都市計画、この2つの目的を同時に達成していくという大きな課題を担っているわけですね。

特に後半の問題。これからの人口の減少にどう対応して行くのか、公共サービスあるいは公共交通を維持していくのか、ということに関しては、相当知恵を絞っていかないといけないと思っております。今この国でコンパクトシティという概念が、いろいろなところで議論されているのですが、大都市圏におけるコンパクト性というのは、地方都市で今、議論をされているコンパクト性の話とはやはり違うであろう、と。既存の集積の中で、やはり人口が減ってくる、そういうところにおけるコンパクト性というのをどう考えていくのか、その中で先程事務局の方が言われましたように、民間の力をどう活用していくのか、とか、あるいはこれからの課題になってくると思うのですが、タウンマネジメント・都市マネジメントという発想をどう入れていくのか。そのためには人材育成のマネジメントもできる人材を育成していかないといけない。そう

いう課題もございます。そういう問題を同時に配慮しながら、今検討を進めているところでございます。これからも継続して検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。そのほか何か。はい、こちらから行きましよう。

【松本委員】 府議会議員の松本です。私はよくいろいろな議会委員会で言うのですけれども、都市計画でもっと人口をどう見るか。

会長も今言われていました、一般的には人口減少。だけど例えば、10年・20年でどんな施策、どんなことを考えるかによって、人口が増加する場所もある、と。人口をどう見るかということがあまり表に出てこないのですよ。人口推計といたら、今までは過去の実績から延長上に何かの式を当てはめて、人口が減るといふような、そういうのが出てくるのですけれども、そうじゃなくて、それぞれ個別の事業とか、プランによって、どの地域でどのように人口が変わる。これは、なかなか難しいのですけれども、そういうことをしない限り、都市計画の一番中心は人口増減をどう見るか、施策によって、私は大阪の人口は減るといふよりも増える、というようにやろうとしたらできるかもしれない。

だから、その辺のことを是非考えてほしいな、と。ただ、それが今の審議会だけでできる問題と違って、本当に地域とかあるいはもっと大きな国・大阪府がどのようにやっているかということによって変わっていく問題なのですけれども、ぜひ、人口分布の見方を一つ考えてほしい、と。

もう一つは範囲なのです。都市のあり方、これもグローバル化と一言で言うのですけどね、今の大阪を10年・20年先にどの範囲まで都市化を見ていくかということをお大阪だけと違って、もし20年・30年後に府県がなくなる可能性がもしあったとしたら、その都市のあり方も違ってくる可能性があるのです、そんなことも含めて都市の範囲をどのように見るかということをお、人口と同時に都市の範囲設定をぜひ考えていただきたいと考えます。

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。合せて聞きましょうか。

【松本委員】 千早赤阪村の松本でございます。実は、私どもも先程から都市計画の見直し、その他を見ながら違和感を感じたのですが、私どもの村は、高速道路も鉄道もございません。3,800ヘクタール程の山村でございますし

て、村域の85パーセントが山林、あとは棚田という田舎です。

それで、ものすごい勢いで人口減少が起こりまして、昨年過疎地域に指定されました。特に平成7年、私どもの全域が都市計画区域に編入されまして以来、特に人口減少が増えた、そういうことなのです。

なぜかと言いますと、田舎でございまして条件の悪いところに家を建てまして、良いところはすべて農用地にしたものでございまして、家を建てるにしても農用地指定解除から始まりまして、調整区域の調整あるいは建築確認を取りに行きますと、家を建てるのにも5、6年もかかるというところと、先程見ていまして違和感を感じたのは、みどりが大切だということですが、私どもはみどりが多すぎて、うちの財政ではみどりをコントロールできない状況のところまで山林が進出しているというところで、都市計画と申しますか、我々のような田舎は今、地方創世の時代でございまして、田舎をいかにして元気にするかという見方でできれば都市計画を見ていただきたい。我々今、一番お願いしたいのは、とりあえず私どもの村、例えば村とか、能勢町とか、そういうところは都市計画から外していただいたら良いのではないかな、と僕は考えております。

東京でも檜原村とか、奥多摩町なんかは都市計画区域に入っておりませんし、向こうの町長、あるいは村長と話をしますと、「都市計画区域に入ったら、うちの村は瞬間的に潰れてしまうよ」という話でございまして。

我々は特に材木が安くなりまして、山林の資産価値もなくなりましたし、調整区域になったとたん地価がものすごい勢いで下がりまして、いわゆる長男、次男、三男の連中が村をあきらめて出て行く、というような状況で、人口減少をどうして止めようか、ということで我々は今、皆、精一杯努力しておるようなところでございます。

今、うちの村は過疎地からどうにかして元へ戻りたいと精一杯努力しているわけですが、例えば都市計画区域から外せない、ということになれば、とりあえず都市計画区域のままでも良いですから、10年ないし、15年の間は、調整区域の中は白紙にするとか、そういう手段で地方創世の時代に合ったような都市計画を作っていただけないかなと、私は常々思っておりますが、どんなものでしょうか。

【会長】（小林潔司君）　　ここでひとまず、一旦、ご質問を止めさせていただいて、今までの所でもし事務局からお答えいただけるのであれば、お答えしていただきたいと思います。また、ご質問は続けてまいります

【幹事】（友田研也君）　　まず、人口分布の話と検討の範囲の話でございますけれども、確かに今、人口の予測は市町村単位で出ているとか、割と大きい値で出ていて、メッシュ的にどう人口が減少するのかというところまできちんと見られていないのですけれども、データの的にはそういったものも見ていくのですが、各プロジェクトが起こった時に、どう人口が増えていくとか、それに伴って、どういう都市を考えると、そのシステムなんかはできていませんので、その辺をどう考えるかはこれから重要な課題だと思ってございます。

また、どの範囲で検討していくかですけれども、今回提案させていただいたのが、大阪都市圏という範囲でございます。観光であったり、防災であったり、それにつきましては、近接している奈良であったり、神戸、兵庫、京都。そういった所とも連携した都市づくりを今の時点では、考えていかなければならない、ということでご議論いただいております。

ただ、これからリニアとかそういったものが出てくれば、東京圏など三大都市圏なんかは1時間ぐらいで結ばれますので、その時は、どういうことを考えなければいけないか、とかも合せてメガ・リージョンという形で、今ちょっと、議論をしているのですけれども、そんな検討もしていかなければならないかなと思ってございます。

もう一つ、今千早赤阪村の話もございましたが、都市計画区域から外するという形を取ると、やはり今は、用途地域や市街化区域、調整区域そういったものの都市計画、そういった誘導がなかなか難しくなるので、やはり都市計画区域は必要だと思っています。

ただ市街化調整区域、市街化区域、そういったところでやはり地域に応じたまちづくり、地方であれば地方そして大阪であれば大阪、大阪の集落であれば、大阪の集落、そういったところでどういう地区計画を作りながら、住宅とかまちづくりができやすい状況を作っていくかは、現在検討もさせていただいています。

さらに、マネジメントの点で広域連携していかなければならないな、と。一

市町村で各々考えるのではなくて、複数市町村でいろいろなことを考えていきましょう、ということも今、検討しております、マネジメントの中にも書き加えてもらっています。やはり、これからは単独市町村で色々なことを考えるのではなく、近接する市町村と連携して、大阪府が広域自治体という役割を担って連携した会議を持つなどして、広域の場でプランを組み立てて、地域が活性化していく。そういった形に持って行くための検討も深めてまいりたいと思っております。

【会長】（小林潔司君） はい、ありがとうございました。ご質問いろいろありがとうございました。今、事務局からお答えいただいたというところなのですが、私は、委員長としての、ある意味で個人的な意見なのも分かりませんがやはり、今までのような人口のマスはどう配分していけば良いのかという考え方はもう時代遅れになってきたと思っています。

というのは、いわゆる核家族ですね。親と子どもたちで形成されている核家族。今までの都市計画は、核家族を前提にいろいろな施設計画なり、土地利用計画を考えてきたのですが、こういう核家族自体が今、世帯数全体に占める割合が非常に少なくなっている。いろいろな家族のパターン、ライフサイクルのパターンがあるわけですね。

それに対応できたような、あるいは子育て世代とか、いろいろなそれぞれのニーズ、都市に対するニーズも違うわけですね。そういう視点から、都市のあり様を見ていく必要があるというのが、一番下の3層目の30分圏以内でどれだけのことができるのか。それは家族のあり様にも影響されますでしょうし、先程千早赤阪村の話もありました地域、地域によってニーズとか、考え方が違って来るところを、都市計画の基本的な見方に据えていく時代になってきたのではないかと、そう思っております。

それがこのあり方、この図が典型的な図ですが、あそこの赤い点。そこに居住していて、この人がいったいどういう方なのか。そして30分間でどういう生活を成し得るのか。そういう視点から、地域をそれぞれ見つめていくというか、そういう都市計画のあり方に変えていく必要があるのではないかとこの議論を今、させていただいております。

今までは健常者の核家族を想定して、トップダウンでいろいろなものを配分

していく、と。そういう都市計画の考え方が、ともすれば今までの主流でしたけれども、これからの都市計画のあり方は、そういう話にも配慮していく必要は勿論あるのですが、プラスアルファとして、こういう生活者の視点という、こういう考え方、これを都市計画の中に盛り込んでいきたいということで、今、検討を重ねているということ。これは、若干私の個人的意見が入っているかも分かりませんが、申し添えておきたいと思います。

続けて参りたいと思いますが、先程、挙手されておられましたですね。ご質問よろしくお願ひします。

【半田委員】 府議会の半田です。都市計画というのは、継続性がなかったら、作るたびに全部入れ替わってしまうということでしたら、行政がずっと都市計画に基づいてやってきたものが、突然変わるというようなことがあってはならない、継続性の中から次の新しい計画を作っていくことだと思います。

ですから、今回の都市計画を作るにあたって、従来の都市計画の中でどういうものが実行されたのか、実行されていないものには何があって、それは何が問題だったのか。そして、それをどう変えていこうとするのか、という議論を提示していただけたら、そういう意味で新しいあり方が作られた時には従来のところをどう変えました、という対比表みたいなものを作って、今回はどこを変えるようにするのか、を明示していただけたら分かりやすいと思います。

それと、都市計画は作っても実効性がなければ議論だけで終わってしまうわけですから、計画をいかに実行させるのかということがついて回ると思います。今の行政の財政力からいって、なかなかいろいろなものできないわけですから。今までの計画道路でも、計画は打ったけれども、結局実効性がないから、計画も取り消していこうということもやり、計画を打つだけで長期間ほったらかしといて、ということはいいことではないだろう、という議論をして道路計画そのものも実行できるもの、できないものということで取り消しもしています。そういう意味では、都市計画の中にも短期でやらなければいけないもの、長期的にやるもの。そういうものも視点の中に入れていただいて、防災が一番早期だったらそこに集中した都市計画の実行を求めるとか、そういう実行計画も合せて議論していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

【会長】（小林潔司君） 非常に建設的な意見ありがとうございます。

私も申しましたように、やはり都市計画の継承性という、これを第一命題としながらも、やはり新しい時代の中で付加していく。そういう意味で今、委員のおっしゃったようにどこが変わったか、という整理ですね。それから時間軸に沿って整理していくという情報整理の仕方は、これは大事なことだと思います。どうもありがとうございました。その他いかがですか。

【森山委員】 私は市長会から来ました森山と申します。ちょっと外れるか分からないのですが、今、大阪都の話がよく出ています。それは1足す1を3にも4にもしようということだと思えるのですが、何か大阪市だけの話のように一人歩きしていますが、私ども府下43市町村のまちづくりと大きく関わっている問題なのですね。ということで、今後の都市計画のあり方と切り離すことができないと思うのですが、この辺常務委員会で、そんな話が出ましたか。

【幹事】（友田研也君） 今回の諮問させてもらった案件につきましては、あくまで今まで社会情勢が大きく変化したという状況の中、その課題に対してどう対応するか、ということを諮問させていただき、都市計画のあり方を議論させていただいており、今の大都市制度の事は、特に議論はさせていただいていないです。

【森山一正君】 しかし、これは避けて通れないことですから、どんな結果になるか分からないけれども。大阪市の周りに11市協とって関わる市町村があるのですね。昔は、ここを巻き込むような話にもなっていた時もあるのですが、今は少し外していますけどね。

だから、大阪府のこれからの都市計画を今、大阪府と大阪市の両方にまたがるいろいろなあり方についても検討されているのですが、やはり大阪府の都市計画審議会も避けて通るのではなくて、府に対してあるべき姿について、積極的に発言していったらいいなと思います。以上です

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。そのほか、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ご質問がございませんようですので、これもちまして、平成26年度第3回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

午前 11時43分閉会